

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

中心市街地には、市役所等の公共施設のほか、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設が立地しており、多様な都市機能が集積している。さらに、平成20年の春には駅北側に総合病院が開設されるなど、都市福利に係る施設は充実している。

一方、平成27年3月末現在の中心市街地の人口は8,330人で、うち65歳以上が2,926人で高齢化率が35.1%と非常に高い高齢化率を示していたことから、地域の環境、防犯防災、子育てと教育など適切なコミュニティの形成を進めるため、子育て世帯等の定住を促進する必要がある。

このため、市では平成26年度から新たに「都市プロモーション室」を設置し、都市プロモーションと定住促進を図ってきた。

また、平成28年に大垣駅南側に子育て支援施設を含む複合施設を整備、令和2年には市役所新庁舎の供用を開始した。

引き続き、中心市街地における市民サービスの向上及び子育て支援の充実を図るとともに、地域に住む高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを推進する。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

前期計画において、子育て支援施設整備、新庁舎建設を行った。引き続き「まちなか居住の推進」の達成及び市民サービスの向上を図るために子育て支援を継続し、また中心市街地における福祉コミュニティを形成する事業を実施する。

キッズピアおおがき交流サロン事業

ふれあい・いきいきサロン事業

高齢者を囲む会

地域防災力向上推進事業

(3) フォローアップの考え方

中心市街地活性化状況や目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の推進等の改善措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 キッズピアおおがき交流サロン事業</p> <p>【内容】 子育て支援拠点施設で親子の遊び場提供を行う。</p> <p>【実施時期】 平成28年度～</p>	大垣市 NPO 法人くすくす	<p>【位置付け】 キッズピアおおがき交流サロンにおいて、乳幼児期の子育て中の親子が気軽に出来かけ相互交流を図る。また、子どもの一時預かりを行うことで、子育て支援の充実を図る事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 中心市街地やその周辺地域における子育て世帯の定住化、流入促進に資する事業である。</p>	子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業) 実施時期 平成28年度～令和5年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 キッズピアおおがき交流サロン事業 [再掲]</p> <p>【内容】 子育て支援拠点施設で親子の遊び場提供を行う。</p> <p>【実施時期】 平成28年度～</p>	大垣市 NPO 法人くすくす	<p>【位置付け】 キッズピアおおがき交流サロンにおいて、乳幼児期の子育て中の親子が気軽に出来かけ相互交流を図る。また、子どもの一時預かりを行うことで、子育て支援の充実を図る事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 中心市街地やその周辺地域における子育て世帯の定住化、流入促進に資する事業である。</p>	重層的支援体制整備事業交付金(地域子育て支援拠点事業) 実施時期 令和6年度～	

(4) 国の支援がない他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 ふれあい・いきいきサロン事業</p> <p>【内容】 高齢者等が気軽に集える場所や機会を創出する。</p> <p>【実施時期】 平成14年度～</p>	社会福祉協議会	<p>【位置付け】 高齢者をはじめとする地域住民による交流活動の場や機会を創出し、中心市街地の市民サービスの向上を図る事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりの推進に資する事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高齢者を囲む会</p> <p>【内容】 ひとり暮らし高齢者等へ食事サービス等を実施する。</p> <p>【実施時期】 平成24年度～</p>	社会福祉協議会	<p>【位置付け】 地域のひとり暮らし高齢者等と地域住民をむすぶ事業の実施により、見守り体制の構築やボランティア活動の推進を図る事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりの推進に資する事業である。</p>		
<p>【事業名】 地域防災力向上推進事業</p> <p>【内容】 要援護者避難訓練や避難支援者向け研修会等の実施。</p> <p>【実施時期】 平成26年度～</p>	社会福祉協議会	<p>【位置付け】 災害時要援護者支援体制を構築し、地域防災力の向上を図る事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりの推進に資する事業である。</p>		